

一般社団法人 日本作業療法士協会
臨床実習指導者実践研修制度規程

2020年5月16日

2021年1月23日

(趣 旨)

第1条 本規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）が設けた臨床実習指導者実践研修制度（以下、本制度）に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本規程は、臨床実習指導者を対象に、より実践的、効果的な学生指導ができる臨床実習指導者を養成し、臨床実習指導の質の向上、臨床実習学生の到達水準を高めるため、本会が一定の基準を設けて臨床実習指導に寄与できる作業療法士の養成・審査・認定を行うことを目的とする。

(定 義)

第3条 一般社団法人日本作業療法士協会臨床実習指導者実践研修修了者（以下、臨床実習指導者実践研修修了者）とは、作業療法学生の臨床実習指導に関する一定の知識と技術に加え、実践的、効果的な学生指導ができる臨床実習指導能力を有する作業療法士を本会が認定した者をいう。

(本会の役割)

第4条 本会は、臨床実習指導に関わる作業療法士の知識と技術を高めるための支援等を積極的に行う。

2 本制度の整備・改正・研修会の企画・運営に関する必要な業務は、教育部（養成教育委員会）がこれを行う。

3 臨床実習指導者実践研修修了者の認定審査に関する必要な業務は、教育部（教育関連審査委員会）がこれを行う。

(本制度の整備・改正)

第5条 本制度の整備・改正は、教育部（養成教育委員会）が起案し、理事会の議決を経てこれを行う。

2 教育部（養成教育委員会）は、本制度が整備・改正されるたびに、その内容を会員に周知し、会員が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(認定の要件)

第6条 臨床実習指導者実践研修修了者の認定要件を、臨床実習指導者実践研修制度規程細則に定める。

(認定の手続)

第7条 臨床実習指導者実践研修修了認定の手続は、会員が申請書類を本会事務局に送付することによって始まる。

- 2 書類審査は、教育部（教育関連審査委員会）がこれを行う。
- 3 認定においては、教育部（教育関連審査委員会）の審査結果に基づき、理事会の議決による承認を受けなければならない。
- 4 本会は、認定を受けた者に認定証を交付する。

（情報公開）

- 第 8 条 本会は、臨床実習指導者実践研修修了者の氏名、会員番号、認定番号、所属都道府県作業療法士会名、所属施設名などを申請者本人の承諾の上、公開する。
- 2 公開する範囲は、本会ホームページ、その他本会が必要と認める範囲とする。

（有効期間）

- 第 9 条 臨床実習指導者実践研修修了認定は、理事会の承認後から永続する。

（認定の取り消し）

- 第 10 条 本会は、臨床実習指導者実践研修修了者が次の各号のいずれかに該当するとき、その認定を取り消す。
- (1) 本会定款第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定により、本会会員の資格を喪失したとき。
 - (2) 臨床実習指導者実践研修修了者を自ら辞退したとき。
 - (3) (一社) 日本作業療法士協会を退会したとき。
 - (4) 申請書類に虚偽があったとき。
 - (5) 会員処分の種類に関する規程に定められた処分を受けたとき。
 - (6) その他、本会理事会において臨床実習指導者実践研修修了者として適格でないと判断されたとき。

（規程の変更）

- 第 11 条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

1. この規程は、2020 年 5 月 16 日より施行する。
2. この規程は、2021 年 1 月 23 日より施行する。

一般社団法人 日本作業療法士協会
臨床実習指導者実践研修制度規程細則

2020年5月16日

2021年1月23日

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本作業療法士協会臨床実習指導者実践研修制度規程（以下、規程）の施行にあたり、必要な事項を定める。

(受講要件)

第2条 臨床実習指導者実践研修受講要件は、下記項目のすべてを満たしていることとする。

- (1) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条による作業療法士の免許を有すること。
- (2) 本会正会員かつ都道府県作業療法士会正会員であること。
- (3) 作業療法士免許取得後、4年以上の実務経験を有し、かつ以下のいずれかの条件を満たす日本作業療法士協会正会員
 - ①厚生労働省指定 臨床実習指導者講習会修了者
 - ②厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会修了者
 - ③一般社団法人日本作業療法士協会の臨床実習指導者研修（中級・上級）修了認定者

(認定要件)

第3条 臨床実習指導者実践研修修了者認定の認定資格は、下記項目のすべてを満たしていることとする。

- (1) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条による作業療法士の免許を有すること。
- (2) 本会正会員かつ都道府県作業療法士会正会員であること。
- (3) 臨床実習指導者実践研修会を受講していること。
- (4) 6週間以上の臨床実習指導経験を有していること。

(申請手続き)

第4条 臨床実習指導者実践研修修了者認定の申請をしようとする者は、以下の書類を整え、本会に提出する。

- (1) 作業療法士臨床実習指導者実践研修修了認定申請書（別記第1号様式）
- (2) 臨床実習指導の養成校名が確認できる臨床実習指導者証明書の写し（別記第2号様式）
- (3) 情報開示確認書（別記第3号様式）
- (4) 本会の当該年度会員証の写し
- (5) 所属する都道府県作業療法士会における会員歴証明書

(細則の変更)

第5条 この細則は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

1. この細則は、2020年5月16日より施行する。
2. この細則は、2021年1月23日より施行する。

別記第1号様式 作業療法士臨床実習指導者研修修了認定申請書

別記第2号様式 臨床実習指導者証明書

別記第3号様式 情報開示確認書

作業療法士臨床実習指導者実践研修修了認定申請書

申請日： 年 月 日

一般社団法人日本作業療法士協会 御中

所属施設名：

申請者名：

会員番号：

作業療法士臨床実習指導者実践研修修了認定について以下の通り修了の資料を添えて申請します。

記

1. 臨床実習指導者証明書
2. 本会の当該年度会員証の写し
3. 情報開示確認書

年 月 日

(申請者名)

殿

(養成校の長)

臨床実習指導者証明書

下記内容について、〇〇病院における (養成校名)
の臨床実習 (6 週間以上) 指導を実施したことを証明する。

記

実習年度	実習期間	指導学生数

年 月 日

情報開示確認書

一般社団法人日本作業療法士協会 御中

申請者	住所	
	会員番号	
	氏名	印
	電話番号	

一般社団法人日本作業療法士協会ホームページで臨床実習指導者実践研修修了認定の情報を開示することについて、以下の通りに回答致します。

情報を開示します

情報を開示しません